資料１

# 電子入札・公共事業総合管理システム構築業務委託
# 事業者選定委員会設置要綱

（目的）
第１条　この要綱は、山梨県が設計・開発を委託する電子入札・公共事業総合管理システム構築業務（以下「構築業務」という。）について、総合評価競争入札により契約を行う相手方を選定するための委員会の設置について定めるものとする。

（名称）
第２条　この委員会の名称を、電子入札・公共事業総合管理システム構築業務委託事業者選定委員会（以下「委員会」という。）とする。

（組織）
第３条　委員会は、６名の委員をもって組織する。
２　委員は、学識経験又は行政経験のある者のうちから知事が委嘱又は任命する。
３　委員は、別表のとおりとする。

（委員長及びその代理）
第４条　委員会に委員長を置く。
２　委員長は、委員の互選により選任する。
３　委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
４　委員長に事故あるときは、委員長のあらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（委員会の開催）
第５条　委員会の会議は、委員長が招集し、主宰する。
２　委員会は、委員の過半数の出席により成立する。
３　議事は、出席委員の過半数により決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（所掌事項）
第６条　委員会は、次の各号について検討を行い決定する。
一　総合評価落札方式一般競争入札における落札者決定基準の決定
二　総合評価落札方式一般競争入札により落札者を決定しようとするとき、予定価格の制限の範囲内の価格をもって行われた申込のうち価格その他の条件が山梨県にとって最も有利なものの決定

（庶務）
第７条　委員会の庶務は、山梨県県土整備部県土整備総務課において処理する。

（委員長への委任）
第８条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営、その他必要事項は、委員長が定める。

附　則
この要綱は、令和８年１１月４日から施行し、契約締結の日に効力を失う。

（別表）

# 電子入札・公共事業総合管理システム
# 構築業務委託事業者選定委員会名簿

| 区　分 | 氏　　名 | 職　　名 |
|---|---|---|
| 委　員 | | |
| 同 | | |
| 同 | | |
| 同 | | |
| 同 | | |
| 同 | | |

非公表

**資料２**

# 会議の公開又は非公開について

○　第１回選定委員会及び第２回選定委員会は、**「非公開」**としたい。

○　理由

・　審議会の会議の公開等に関する指針第３条では、「山梨県情報公開条例第８条各号に該当する事項について審議を行うときは、会議の全部又は一部を公開しないことができる」とされている。

・　選定委員会は、第１回においては落札者決定基準について、第２回においては技術提案書の評価及び落札者の決定について審議する。
・　選定委員会を公開することは、委員が誰であるかを公にすることとなり、不当な働きかけが生じかねない。
・　これは、山梨県情報公開条例第８条第５号の「地方公共団体の内部における審議に関する情報であって、公にすることにより率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるもの」に該当する。

・　また、第１回選定委員会の審議事項である落札者決定基準は、公告日以降、入札参加希望者に対して交付するものであるため、公告前である本日に委員以外の者が知ることにより、本件入札に係る事前準備が可能となり、適正な入札執行に支障が生じるおそれがあると考えられる。
・　これは、山梨県情報公開条例第８条第６号ロの「地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であって、契約に係る事務に関し、地方公共団体の財産上の利益を不当に害するおそれ」に該当する。

・　さらに、第２回選定委員会の審議対象である技術提案書は、入札者の技術的知見や独自提案等の非公表情報が含まれているものであり、委員以外の者が知ることにより、当該入札者の権利等を害すると考えられる。
・　これは、山梨県情報公開条例第８条第２号の「法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当する。

**審議会の会議の公開等に関する指針　（抜粋）**

（会議の公開）

第２条　審議会の会議は、法令等の規定により会議が非公開とされているときを除き、公開するものとする。

（会議の非公開の決定）

第３条　審議会は、前条の規定にかかわらず、山梨県情報公開条例（平成１１年山梨県条例第５４号。以下「情報公開条例」という。）第８条各号に該当する事項について調停、審査、審議又は調査を行うときは、会議の全部又は一部を公開しないことができる。

２　審議会は、会議を公開しないときは、その理由を明らかにするものとする。

**山梨県情報公開条例　（抜粋）**

（行政文書の開示義務）

第８条

一　（略）

二　法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び地方三公社を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

イ　公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

ロ　（略）

五　国の機関、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び地方三公社の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

六　国の機関、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び地方三公社が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ　（略）

ロ　契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人又は地方三公社の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ハ～ホ　（略）

**資料３**

# 電子入札・公共事業総合管理システム構築業務委託に係る落札者決定基準（案）

本「電子入札・公共事業総合管理システム構築業務委託に係る落札者決定基準」（以下「落札者決定基準」という。）は、山梨県が電子入札・公共事業総合管理システム構築業務委託（以下「本業務」という。）を実施する事業者を選定するにあたって、入札に参加しようとする者に交付する「電子入札・公共事業総合管理システム構築業務委託に係る入札説明書」と一体のものである。

本業務における事業者の選定にあたっては、入札価格及び技術提案内容によって落札者を決定する総合評価落札方式一般競争入札方式を採用する。

落札者決定基準は、総合評価落札方式一般競争入札により落札者を決定するための基準として示すものである。

## １　基本的な考え方

本業務に係る落札者の決定にあたっては、総合評価落札方式一般競争入札により落札者を決定するため、予定価格の範囲内の価格をもって入札を行った者について、入札価格及び技術提案内容の評価を行い、最も優れた事業者を落札者とする。

## ２　入札価格の評価（価格点）

入札価格の評価（以下「価格点」という。）は、（１）に示す算定式に基づき算定された点数とする。なお、入札価格は入札書に記載された金額とする。

（１）価格点の算定

次の算定式により行う。なお、予定価格は、山梨県が別に定める。

価格点（１００点満点）　＝　１００　×　（１－入札価格　／　予定価格）

※ただし、小数第２位で四捨五入し、小数第１位までを有効とする。

（２）留意事項

入札価格が、予定価格を越える金額の場合は、入札が無効となるため「３　提案内容の評価」以降の評価は行わない。

## ３　提案内容の評価（技術点）

提案内容の評価（以下「技術点」という。）は、『電子入札・公共事業総合管理システム構築業務委託技術提案書作成要領　作成要領別紙「技術提案書記載必須項目」』に基づき、電子入札・公共事業総合管理システム構築業務委託事業者選定委員会が提案内容を評価した点数とする。

（１）採点項目

技術点は、各採点項目の採点結果の合計とする。採点項目の評価基準等については、落札者決定基準別紙「電子入札・公共事業総合管理システム構築業務委託　技術提案評価表」に示す。

（２）各採点項目の評価方法

各採点項目については、絶対評価により評価する。絶対評価は、採点項目ごとに順位付けは行わず、提案の内容に対して次の得点表のとおりＡ、Ｂ、Ｃ、Ｄ、Ｅの５段階で採点する。

【評価表】

| 区分 | 評価 | 基準 | 評価点 |
|---|---|---|---|
| A | 大変優れている | 仕様書の要件について具体的かつ実現性のある内容である。さらに県にとって有効な追加提案が記載されている。 | 配点×100% |
| B | 優れている | 仕様書の要件について具体的かつ実現性のある内容である。 | 配点×75% |
| C | 普通 | 仕様書の要件どおりの内容である。 | 配点×50% |
| D | 優れていない | 仕様書の要件どおりの内容であるが、具体性を欠く記載である。 | 配点×25% |
| E | 評価不能 | 仕様書の要件について記載がない、もしくは記載はあるが要件を満たしていない。 | 配点×0% |

（３）留意事項

提案書のページ数の上限を超えた場合は失格とする。

４　落札者の決定方法

（１）落札者の決定方法

２及び３で評価した「価格点」及び「技術点」の和を合計点とし、当該合計点が最も高い者を落札者とする。

合計点（４００点満点）　＝　価格点（１００満点）　＋　技術点（３００満点）

（２）合計点の最も高い者が２以上あるとき（同点のとき）の対応

ア　入札者それぞれの「価格点」、「技術点」が異なる場合

「技術点」が高い者を落札者とする。

イ　入札者それぞれの「価格点」、「技術点」が同じ場合

「入札金額」が同じ場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

なお、くじは、本件入札事務に関係のない山梨県職員が引くものとする。

【落札者決定基準別紙】

# 電子入札・公共事業総合管理システム構築業務委託　技術提案評価表

| No. | 項目 | 評価内容 | 配点 |
|---|---|---|---|
| **1　「本業務の目的に関する考え方」の評価** | | | |
| (1) | 業務の背景及び目的の理解度 | ・ 提案全体を通して、公共事業の執行及び電子入札に関して知見があり、本業務の目的及び内容を十分に理解した内容となっているか。<br>・ 山梨県における公共事業の執行業務及び電子入札業務を効率的かつ効果的に実施することができる提案となっているか。 | 30 |
| **2　「業務実施体制及びスケジュールに関する提案」の評価** | | | |
| (2) | 業務実施体制 | ・ 業務全体を統括する責任者及び本業務に従事する担当者の経歴は、本業務を適正かつ確実に履行する上で十分なものか。<br>・ 受託者と山梨県との役割分担に関する考え方及びプロジェクト管理の実施方針は、本業務を適正かつ確実に履行できるものか。 | 20 |
| (3) | スケジュール | ・ 主要な作業事項について、実施時期及び作業内容が明確に示されるとともに、本業務を適正かつ確実に履行できるスケジュールとなっているか。 | 10 |
| **3　「情報システムに関する仕様書記載要件の適合状況」の評価** | | | |
| (4) | システムの全体像 | ・ 電子入札・公共事業総合管理システムの構成について、システム全体の構成が把握できるよう記載されているか。<br>・ 稼働環境について、選定の考え方及びその理由が、具体的に記載されているか。 | 50 |
| (5) | システムの要件 | ・ 機能要件及び非機能要件について、実現方法及びその考え方が、具体的に記載されているか。 | 50 |
| **4　「情報システムの内容に関する提案」の評価** | | | |
| (6) | 他システム連携 | ・ 他システムとの連携について、安定的かつ効率的な連携が可能となるよう、連携方法及びその考え方が具体的に記載されているか。<br>・ 連携するシステムの増減、連携内容の追加等に柔軟に対応できる提案となっているか。 | 20 |
| (7) | データ移行 | ・ データ移行の手法、検証方法及び移行時のリスク対策が具体的に記載されているか。 | 20 |
| (8) | 拡張性 | ・ 今後の制度改正、業務変更又は機能追加に柔軟に対応できる提案となっているか。<br>・ システムの保守性、拡張性及び継続的な運用を考慮した構成となっているか。 | 20 |
| (9) | セキュリティ対策 | ・ 外部からの不正アクセス、利用者の権限に応じたアクセス権の設定など、適切なセキュリティ対策が講じられているか。 | 20 |
| (10) | 独自提案 | ・ 仕様書に記載した要件を踏まえ、本業務の目的に沿った有益な機能、運用方法等のほか、業務効率化に資する独自の提案があるか。 | 20 |
| **5　「想定する個別機器等及び運用保守に関する提案」の評価** | | | |
| (11) | 運用保守設計 | ・ 運用段階を想定し、システム障害等が発生した場合の対処方針及び対処手法が具体的かつ実効性のあるものとなっているか。 | 20 |
| (12) | 個別機器等及び運用保守業務に係る想定見積額 | ・ 個別機器等及び運用保守業務に係る想定費用の負担は、適切か。 | 20 |
| | | 合計 | 300 |